

地域 項目	川 西 市 （開発行為等指導要綱）																																																																																										
適用範囲	1. 市街化区域内で行われる開発行為等。 2. 都市計画法第43条第1項に該当する開発行為等。																																																																																										
事前協議	1. 事業者は、適用範囲に該当する開発行為等を行う場合は、都市計画法及び建築基準法等の法令に基づく許認可申請に先立ち、市長に事前協議を提出し協議するものとする。協議が整った事項を変更する場合も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前協議に必要な図書の提出を省略することができる。 (1) 戸建住宅1戸の建築行為であって、開発行為に該当しないもの。 (2) 建築敷地の変更及び用途の変更がない増築で、開発行為に該当しないもの。ただし、長屋住宅及び共同住宅は除く。 (3) 住宅以外の用途に供する建築物（店舗付住宅を含む。）の建築行為で、敷地面積300平方メートル未満かつ建築物の最高高さ10メートル以下のもの。（道路後退がないものに限る。） 2. 事業者は、1ヘクタール以上の開発行為を行う場合は、川西市開発行為等調整委員会設置要綱について、事前に指示を受けなければならない。 3. 市長は、第1項に規定する協議が整ったときは、事業者に同意書を発行するものとする。 4. 前項の場合において、必要があると認められるときは、市長は事業者と協定書を締結するものとする。																																																																																										
宅地事業計画	1. 画地規模(第7条) (1) 戸建住宅の画地面積は次表の面積を最小画地とする。 <table border="1" data-bbox="388 863 1963 1139"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="2">第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域</th> <th colspan="2">第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域</th> <th rowspan="2">第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</th> <th rowspan="2">準工業地域 工業地域 近隣商業地域 商業地域</th> </tr> <tr> <th>法定容積率</th> <th>法定容積率</th> <th>法定容積率</th> <th>法定容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>80%</td> <td>100%</td> <td>150%</td> <td>200%及び300%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸建住宅</td> <td>150㎡</td> <td>120㎡</td> <td>120㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> </tbody> </table> (2) 長屋住宅の画地面積は次表の面積を最小画地とする。 <table border="1" data-bbox="388 1228 1963 1504"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="2">第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域</th> <th colspan="2">第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域</th> <th rowspan="2">第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</th> <th rowspan="2">準工業地域 工業地域 近隣商業地域 商業地域</th> </tr> <tr> <th>法定容積率</th> <th>法定容積率</th> <th colspan="2">法定容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>80%</td> <td>100%</td> <td colspan="2">150%、200%及び300%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長屋住宅</td> <td>120㎡×戸数</td> <td>100㎡×戸数</td> <td colspan="2">60㎡×戸数</td> <td>60㎡×戸数</td> <td>60㎡×戸数</td> </tr> </tbody> </table> (3) 共同住宅の敷地面積に対する建築可能戸数は、次表の戸当たり必要敷地面積により算出を行うものとする。 <table border="1" data-bbox="388 1593 1963 1955"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="2">第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域</th> <th colspan="2">第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域</th> <th rowspan="2">第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</th> <th rowspan="2">準工業地域 工業地域 近隣商業地域</th> <th rowspan="2">商業地域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">法定容積率</th> <th>法定容積率</th> <th>法定容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">80%及び100%</td> <td>150%</td> <td>200%及び300%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同住宅</td> <td>A</td> <td>60㎡</td> <td>55㎡</td> <td>50㎡</td> <td>50㎡</td> <td>50㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>60㎡</td> <td>45㎡</td> <td>40㎡</td> <td>40㎡</td> <td>40㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> </tbody> </table> (備考) ① A : Bに該当する場合以外の実開発行為等 B : 次のいずれかに該当した場合、Bに該当するとみなす。 1. 土地区画整理事業の事業区域内 2. 地区計画区域内の実開発行為等 3. 施行区域面積が3,000㎡以上の実開発行為等 ② 単身者用共同住戸は、3.5戸で1戸とみなす。 ③ 「川西能勢口駅周辺都市整備計画基本構想」(以下、「駅周辺構想」という。)の区域における実開発行為等で次に定める要件を全て満たす実開発行為等については、戸数制限をしないものとする。 1. 商業地域又は近隣商業地域 2. 施行区域が500㎡以上で、密集市街地を改善するもの。 3. 道路沿いに公開空地(幹線道路については3m、その他の道路については2mの歩道状空地)を設ける。 4. 緑地(兵庫県条例に該当するもの以外は敷地面積の5%)を設ける。 ④ 「キセラ川西地区(中央地区地区計画の地区整備計画区域)」の区域における実開発行為等は、戸数制限をしないものとする。 ⑤ 地区整備計画区域内で、最低敷地面積が定められている区域は除く。						用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域		第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	準工業地域 工業地域 近隣商業地域 商業地域	法定容積率	法定容積率	法定容積率	法定容積率		80%	100%	150%	200%及び300%			戸建住宅	150㎡	120㎡	120㎡	100㎡	100㎡	100㎡	用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域		第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	準工業地域 工業地域 近隣商業地域 商業地域	法定容積率	法定容積率	法定容積率			80%	100%	150%、200%及び300%				長屋住宅	120㎡×戸数	100㎡×戸数	60㎡×戸数		60㎡×戸数	60㎡×戸数	用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域		第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	準工業地域 工業地域 近隣商業地域	商業地域	法定容積率		法定容積率	法定容積率		80%及び100%		150%	200%及び300%				共同住宅	A	60㎡	55㎡	50㎡	50㎡	50㎡	40㎡	B	60㎡	45㎡	40㎡	40㎡	40㎡	40㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域		第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	準工業地域 工業地域 近隣商業地域 商業地域																																																																																					
	法定容積率	法定容積率	法定容積率	法定容積率																																																																																							
	80%	100%	150%	200%及び300%																																																																																							
戸建住宅	150㎡	120㎡	120㎡	100㎡	100㎡	100㎡																																																																																					
用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域		第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	準工業地域 工業地域 近隣商業地域 商業地域																																																																																					
	法定容積率	法定容積率	法定容積率																																																																																								
	80%	100%	150%、200%及び300%																																																																																								
長屋住宅	120㎡×戸数	100㎡×戸数	60㎡×戸数		60㎡×戸数	60㎡×戸数																																																																																					
用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域		第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	準工業地域 工業地域 近隣商業地域	商業地域																																																																																				
	法定容積率		法定容積率	法定容積率																																																																																							
	80%及び100%		150%	200%及び300%																																																																																							
共同住宅	A	60㎡	55㎡	50㎡	50㎡	50㎡	40㎡																																																																																				
	B	60㎡	45㎡	40㎡	40㎡	40㎡	40㎡																																																																																				
計画人口	住宅的施設を目的とした実開発行為等にあつては、1世帯当たりの人員を3.5人とみなす。ただし、単身者用共同住戸については、1世帯当たりの人員を1人とみなす。																																																																																										

項目	地域 川西市（開発行為等指導要綱）														
公共施設及び公益施設の整備	<p>1. 事業者は、施行区域内の幹線道路、補助幹線道路及び一般区画街路を別に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に基づいて施工しなければならない。また、施行区域内等に都市計画法第11条第1項に基づく都市計画道路又は本市により新設され、若しくは改良計画中の道路がある場合は、事業者は市長と別途協議しなければならない。</p> <p>※参考（道路基準抜粋）</p> <p>I. 設計計画の基本</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路は各住区等から発生する徒歩、自転車及び自動車による交通が安全かつ秩序よく流れるよう道路の機能別に合った道路区分及び幅員構成を計画し、ネットワーク化を図ること。 2. 道路は、開発区域外の交通に支障を来さないよう計画すること。 3. 道路の構造については、原則として基準に定めるものの他、道路構造令、道路の移動円滑化整備ガイドライン、舗装設計施工指針、アスファルト舗装要綱及びコンクリート舗装要綱の基準に準じて定める。 <p>II. 道路の配置計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路は街区計画に適合したものとする。なお、居住地にあつては街区の形状を矩形とし、その長辺が120m、短辺は30mを標準とする。住宅地以外にあつては、予定建築物の用途等を勘案して定めること。 2. 開発区域内に設置する道路の幅員は、開発許可基準によること。 3. 開発区域内の主たる道路は、開発区域外の道路に接続させること。なお、開発区域に接する道路幅員及び接続道路幅員については、開発許可基準に基づき造成事業者の負担で改良拡幅を施工すること。 4. 開発区域内の道路は、原則として袋路状としてはならない。 5. 開発区域内の道路は、階段状としてはならない。 6. 開発許可に該当しない場合の道路後退幅員については、事前協議によること。 <p>2. 施行区域内等の道路交通について、道路標識、道路標示、区画線、交通安全施設及び防犯灯等を関係機関と協議のうえ設置しなければならない。</p>														
公園	<p>開発行為等の目的、規模等に応じ、指導基準及び技術基準に基づいて公園を設置し、市に無償で譲渡しなければならない。</p> <p>※参考（指導基準）</p> <table border="1" data-bbox="352 1222 1990 1587"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1222 636 1270">公園</th> <th colspan="2" data-bbox="636 1222 1570 1270">住宅</th> <th data-bbox="1570 1222 1990 1270">住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1270 636 1409">通常</td> <td data-bbox="636 1270 1108 1409"> 施行区域面積 3,000㎡以上1㍻未満 3㎡/人 かつ 150㎡未満 </td> <td data-bbox="1108 1270 1570 1409"> 施行区域面積 1㍻以上又は戸数100戸以上 3㎡/人 かつ 300㎡未満 </td> <td data-bbox="1570 1270 1990 1409"> 施行区域面積 3,000㎡以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1409 636 1587" rowspan="2">(備考)②に該当する場合</td> <td data-bbox="636 1409 1108 1498"> 施行区域面積 3,000㎡以上1㍻未満 </td> <td data-bbox="1108 1409 1570 1498"> 施行区域面積 1㍻以上 </td> <td data-bbox="1570 1409 1990 1587" rowspan="2"> 施行区域面積の3/100 かつ 150㎡以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1498 1108 1587"> 施行区域面積の3/100 かつ 150㎡以上 </td> <td data-bbox="1108 1498 1570 1587"> 施行区域面積の3/100 かつ 300㎡以上 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)① 3,000㎡以上の共同住宅の開発行為等で駐車台数を戸数分確保する場合は、1/2免除とする。ただし、下記②に該当する場合は適用しない。</p> <p>② 「駅周辺構想」区域内で、指導基準『1. 宅地区画規模(3)(備考)③』の条件を全て満たすものとする。</p> <p>③ 土地区画整理事業の事業区域内については、全部免除とする。</p> <p>④ 「住宅以外」の開発行為等にあつては、施行区域の周辺に相当規模の公園が存する場合かつ、施行区域の周辺の状況並びに建築物の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要とない場合は、可能な限り施行区域内に緑地または広場の確保に努めるものとする。</p>	公園	住宅		住宅以外	通常	施行区域面積 3,000㎡以上1㍻未満 3㎡/人 かつ 150㎡未満	施行区域面積 1㍻以上又は戸数100戸以上 3㎡/人 かつ 300㎡未満	施行区域面積 3,000㎡以上	(備考)②に該当する場合	施行区域面積 3,000㎡以上1㍻未満	施行区域面積 1㍻以上	施行区域面積の3/100 かつ 150㎡以上	施行区域面積の3/100 かつ 150㎡以上	施行区域面積の3/100 かつ 300㎡以上
公園	住宅		住宅以外												
通常	施行区域面積 3,000㎡以上1㍻未満 3㎡/人 かつ 150㎡未満	施行区域面積 1㍻以上又は戸数100戸以上 3㎡/人 かつ 300㎡未満	施行区域面積 3,000㎡以上												
(備考)②に該当する場合	施行区域面積 3,000㎡以上1㍻未満	施行区域面積 1㍻以上	施行区域面積の3/100 かつ 150㎡以上												
	施行区域面積の3/100 かつ 150㎡以上	施行区域面積の3/100 かつ 300㎡以上													
緑地	<p>開発行為等の目的、規模等に応じ、指導基準及び技術基準に基づいて、緑地の確保に努めるものとする。</p> <p>※参考（指導基準）</p> <table border="1" data-bbox="373 1994 1537 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 1994 886 2041">開発行為等の目的</th> <th data-bbox="886 1994 1171 2041">敷地面積</th> <th data-bbox="1171 1994 1537 2041">敷地面積に対する緑地率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 2041 886 2092">全用途の建築物（戸建住宅は除く）</td> <td data-bbox="886 2041 1171 2092">1,000㎡未満</td> <td data-bbox="1171 2041 1537 2092">5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・敷地面積1,000㎡以上は、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき確保すること。</p> <p>・商業地域又は近隣商業地域内の敷地面積1,000㎡未満の計画は、可能な限り緑地の確保に努めるものとする。</p>	開発行為等の目的	敷地面積	敷地面積に対する緑地率	全用途の建築物（戸建住宅は除く）	1,000㎡未満	5%								
開発行為等の目的	敷地面積	敷地面積に対する緑地率													
全用途の建築物（戸建住宅は除く）	1,000㎡未満	5%													
上水道	<p>開発行為等に伴う必要な給水について、水道事業管理者と協議しなければならない。また、施行区域が20ヘクタールを超える場合は、給水計画及び給水に必要な水量確保に要する費用等の負担について、水道事業管理者と事前協議しなければならない。</p>														
下水道	<p>開発行為等に伴う必要な下水道施設について、公共下水道管理者と協議のうえ、技術基準に基づいて整備しなければならない。</p>														
消防水利施設	<p>施行区域内等に技術基準及び消防水利基準に基づく必要な消火栓又は防火水槽及び消防水利の標識を市の指定した箇所に設置しなければならない。</p>														
自転車等駐輪場	<p>(1) 住宅を目的とする開発行為等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共同住宅（ファミリー形式住戸）及び駐輪場を共用とする長屋住宅 施行区域内に1戸当たり1.5台以上の駐輪施設を設けるものとする。 ② 共同住宅（単身者用共同住戸） 施行区域内に1戸当たり1台の駐輪施設を設けるものとする。 ③ 寄宿舍 施行区域内に必要な台数の駐輪施設を設けるものとする。 														

項目	地域 川 西 市 （開発行為等指導要綱）																											
公共施設及び公益施設の整備	<p>(2) その他の建設物等を目的とする開発行為等</p> <p>① 店舗 施行区域内の用途により必要台数分を設ける。ただし、下記を最低基準とする。 物販店、百貨店、スーパーマーケット 売場床面積 1台/20㎡ 飲食店 客席床面積 1台/20㎡ 銀行 店舗床面積 1台/25㎡ 遊技場 店舗床面積 1台/15㎡ （パチンコ屋及びゲームセンターは、川西市遊技場及びホテルの建築の規制に関する条例第5条による。）</p> <p>② 福祉施設、事務所、倉庫、その他 施行区域内に必要台数の駐輪施設を設けるものとする。</p> <p>(3) 1台当たりの面積は、$2\text{m} \times 0.5\text{m} = 1.0\text{m}^2$ とする。なお、2段ラックを使用しても良いが、単車の駐輪も考慮したものにする。</p>																											
ごみ集積所	<p>施行区域内にごみ集積所（以下「ごみステーション」という。）を設けるものとする。ただし、既存のごみステーションの利用を希望する場合は、利用者及び付近住民等と事前に十分協議し承諾を得た場合にはこの限りでない。</p> <p>(1) 設置数 大規模な開発行為等については、10～20戸に1箇所の割合で設置するものとする。</p> <p>(2) 規模</p> <p>① 面積 1戸当たり0.3㎡以上とし建設戸数に乗じた大きさとする。ただし、単身者用共同住戸については1戸当たり0.2㎡とする。また、21戸以上の共同住宅については、別に定める変化率に乗じた大きさとする。</p> <p>② 間口・奥行 原則として、間口（開口部）の広さは、少なくとも奥行の2倍は確保すること。</p>																											
集会所	<p>集会施設用地</p> <table border="1" data-bbox="352 1104 1327 1202"> <tr> <td>住宅</td> <td>施行区域面積1㎡以上 又は 戸数100戸以上</td> </tr> <tr> <td>公益施設用地</td> <td>施行区域面積の3/100</td> </tr> </table> <p>(備考)</p> <p>① 土地区画整理事業の事業区域内については、全部免除とする。</p> <p>② 「駅周辺構想」区域内で、指導基準『1. 宅地区画規模(3)(備考)③』に該当する場合及び共同住宅に該当する場合は、集会施設を建物内に設置することができるものとし、用地及び建物の市への無償譲渡は免除とする。</p>	住宅	施行区域面積1㎡以上 又は 戸数100戸以上	公益施設用地	施行区域面積の3/100																							
住宅	施行区域面積1㎡以上 又は 戸数100戸以上																											
公益施設用地	施行区域面積の3/100																											
計画等の公開	<p>1. 事業者は、第5条第1項の事前協議書の提出までに当該開発行為等の計画の概要を記載した表示板を施行区域内の見やすい場所に設置しなければならない。</p> <p>2. 事業者は、開発行為等の計画について、付近住民及び利害関係者に説明し、協議調整を行うものとする。</p>																											
環境保全	<p>1. 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定された特定有害物質に係る工場又は事業場の敷地であった土地において開発行為等を行う場合は、事業者等は関係法令に基づき必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 開発行為等に伴い、川西市環境保全条例（昭和48年川西市条例第49号）に定めのあるものについては、事業者は同条例に基づき必要な措置を講じなければならない。</p>																											
文化財	<p>1. 事業者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発行為等を行う場合は、事前に教育委員会と協議し、保存の必要がある場合は、その対策を講じなければならない。</p> <p>2. 事業者は、前項に規定する地域以外で開発行為等を行うときに埋蔵文化財を発見した場合は、速やかに教育委員会に届け出て、これらの処置等について協議し、当該事業者の責任において保存の対策を講じなければならない。</p>																											
教育施設	<p>事業者は、一定規模以上の住宅を目的とした開発行為を行う場合は、既設教育施設の受入態勢について、教育委員会と協議しなければならない。</p>																											
駐車施設	<p>(1) 住宅を目的とする開発行為等</p> <p>① 戸建住宅又は長屋住宅の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、施行区域内に1戸当たり1台分以上の自動車駐車施設を設けるものとする。</p> <p>② 共同住宅の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、施行区域内に次表の数値に基づいて自動車駐車施設を設けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="403 2205 1803 2436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="3">戸数の区分による設置率</th> </tr> <tr> <th>30戸以下</th> <th>31戸～100戸</th> <th>101戸以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>$3/10 \times \text{戸数}$</td> <td>$4/10 \times \text{戸数}$</td> <td>$6/10 \times \text{戸数}$</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>$6/10 \times \text{戸数}$</td> <td>$8/10 \times \text{戸数}$</td> <td>$10/10 \times \text{戸数}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 単身者用共同住戸の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、施行区域内に次表の数値に基づいて自動車駐車施設を設けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="403 2525 1236 2709"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>設置率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>$2/10 \times \text{戸数}$</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>$3/10 \times \text{戸数}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 寄宿舎の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、施行区域内に必要台数分を設けるものとする。</p>	用途地域	戸数の区分による設置率			30戸以下	31戸～100戸	101戸以上	近隣商業地域				商業地域	$3/10 \times \text{戸数}$	$4/10 \times \text{戸数}$	$6/10 \times \text{戸数}$	上記以外の地域	$6/10 \times \text{戸数}$	$8/10 \times \text{戸数}$	$10/10 \times \text{戸数}$	用途地域	設置率	近隣商業地域		商業地域	$2/10 \times \text{戸数}$	上記以外の地域	$3/10 \times \text{戸数}$
用途地域	戸数の区分による設置率																											
	30戸以下	31戸～100戸	101戸以上																									
近隣商業地域																												
商業地域	$3/10 \times \text{戸数}$	$4/10 \times \text{戸数}$	$6/10 \times \text{戸数}$																									
上記以外の地域	$6/10 \times \text{戸数}$	$8/10 \times \text{戸数}$	$10/10 \times \text{戸数}$																									
用途地域	設置率																											
近隣商業地域																												
商業地域	$2/10 \times \text{戸数}$																											
上記以外の地域	$3/10 \times \text{戸数}$																											

地域 項目	川 西 市 （開発行為等指導要綱）
	<p>(2) その他の建築物等を目的とする開発行為等</p> <p>① 店舗、飲食店等 施行区域内の用途により必要台数分を設けるものとする。 ただし、店舗部分の床面積 100 m²以内ごとに1台分以上を最低基準とする。</p> <p>② 事務所、倉庫等 施行区域内に必要な台数分を設けるものとする。 ただし、業務部分の床面積 200 m²以内ごとに1台以上を最低基準とする。</p> <p>③ 福祉施設、その他 施行区域内に必要な台数分を設けるものとする。</p>
都市景観	開発行為等のうち、川西市都市景観形成条例（平成5年川西市条例第1号）に定めのあるものについては、事業者は同条例に基づき必要な措置を講じるものとする。
福祉のまちづくり	開発行為等のうち、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）に定めのあるものについては、事業者は同条例に基づき必要な措置を講じるものとする。
その他	<p>（公共施設及び公益施設の検査及び帰属等）</p> <p>1. 市長は、事業者の整備する公共施設及び公益施設について、完了検査を行うものとする。</p> <p>2. 完了検査は、技術基準により行うものとする。完了検査に要する図書についても同様とする。</p> <p>3. 公共施設及び公益施設の帰属又は寄付の手続きは、完了届提出時に行うものとする。</p>
施行改正年月日	<p>令和5年4月1日施行</p> <p>川西市小規模住宅地等指導要綱（昭和54年4月1日制定）は、廃止する。</p> <p>この要綱施行の際現に川西市宅地開発事業指導要綱（昭和48年3月1日制定）及び川西市開発行為等指導要綱（平成5年9月1日）の規定に基づき協議中のものについては、なお従前の例による</p>